

平成 29 年 3 月 29 日
(変更) 平成 30 年 1 月 17 日

独立行政法人環境再生保全機構 平成 29 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 29 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等の活用を含む戦略的な広報活動の一環として、機構の事業とその成果、各種の動向等について、各種媒体を通じて即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。

ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。

イ. 未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。

これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。

② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績（63 件）に比し中期計画の目標である 50%増（95 件以上）の实地調査を計画し実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比

し、本年度においても5%以上の委託費の縮減を達成する。

- ② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。

中期計画に掲げた電子申告率70%以上の目標は、平成28年度に申告件数・申告金額ともに2年前倒しで達成しており、引き続き、オンライン申告等の一層の普及及び定着に向けた取組を行う。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。

ア. 納付義務者のニーズを踏まえ、汚染負荷量賦課金の納付について徴収・審査システムとマルチペイメントネットワークを接続することにより、インターネットを利用した電子納付(Pay-easy(ペイジー)収納サービス)を平成30年1月から導入し、平成30年2月の第4期分の納付に適用できるようにする。

イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し、改修する。

ウ. 申告の手続などを説明した動画サイトを申告納付説明・相談会等を通じて、納付義務者に周知する。

エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、オンライン申告システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、他の機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。

オ. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。

- ② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。

ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。

イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。

さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等の意見・要望を把握し、事務処理の効率化が図れるよう改修する。

また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。

<公害健康被害予防事業>

1. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善

公害健康被害予防事業の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。

平成 26 年度から開始した公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの実行について、平成 29 年度においては、引き続き各種新規事業の本格的実施や助成事業の見直し後のメニューを関係地方公共団体がより効果的に実施できるようにするための支援に取り組む。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

2. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保

(1) 事業の重点化・効率化

公害健康被害予防事業の実施内容を、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

(2) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金について、低金利トレンドの固定化が予想される状況を踏まえ、

市場等の動向に適時・的確に対応して、運用方針に基づく安全で有利な運用を行う。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

(3) 公害健康被害予防事業の基本方針の検討

予防事業における限られた財源を有効かつ効率的に活用していくため、予防事業の包括的な点検・評価と次期中期目標期間の事業実施の基本方針について検討を開始する。

この検討において予防事業の見直しが必要な場合には、次期中期目標期間への円滑な事業移行のために関係団体等との調整に着手することとする。

3. 公害健康被害予防事業における調査研究

(1) 調査研究の重点的な実施

中期計画に基づき重点化を行った調査研究を、着実に実施する。環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究は、平成 29 年度から開始する調査研究課題について、公募により実施する。

公募の実施に当たっては、ホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。併せて、契約締結までの期間について、平成 26 年度に契約締結までに要した期間よりも短縮をする。

なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

(2) 外部有識者による評価

各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。これらの評価結果については、各調査研究の実施者にフィードバックして次年度の調査研究の内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

(3) 調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映

調査研究の成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。

また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。

4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供

(1) 知識の普及等事業の重点的な実施

地域住民等に対して機構が直接、ぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及、情報提供を行う本事業は、公害健康被害予防事業の中で

特に重要な事業である。

平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。

(2) 各種普及啓発事業の効果的な実施

地域住民等のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を図るため、パンフレット類の作成やぜん息専門医等による講演会・講習会の開催、ぜん息・COPD電話相談室などの事業を積極的に実施する。

これらの普及啓発事業を改善し、より効果的に実施していくために、参加者や利用者に対するアンケート調査で要改善点、理解度等を把握して、次の事業等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。

(3) 普及啓発事業の展開

公害健康被害予防事業の見直しにより平成 26 年度から取り組んでいるNPO法人等と連携した知識普及事業、メディアミックスも踏まえた抜本的なパンフレット類との統合・再整備、「eラーニング学習支援システム」の運用及び大気環境対策セミナーなどの事業を着実に推進する。

(4) ホームページを活用する情報提供

ホームページの利点を活かして、機構ホームページ内の「大気環境・ぜん息などの情報館」で、パンフレット類の内容プラスアルファの情報、機構が開催する講演会等の紹介情報、調査研究等の他の公害健康被害予防事業を通じて得られた最新の知見や情報をわかりやすく、タイムリーに提供する。

また、上記(3)と同様に公害健康被害予防事業の見直しによる新たな普及啓発事業の取組として、ホームページを改修して構築した関連団体等が発信するぜん息・COPDの予防等の情報を掲載するプラットフォームの利活用や、ユーザビリティの向上を着実に推進する。

5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成

(1) 効果的な研修の実施

公害健康被害予防事業が置かれている重要な状況として、地方公共団体の実施体制が縮小化してきているということがある。一方、平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。これらを着実に実施していくためには、ぜん息等の患者の身近で自己管理の支援ができるような人材を的確に育成することが必要不可欠であり、以下に掲げる研修等を効果的に実施する。

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者に対して、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

これらの研修の内容等を改善し、より効果的に実施していくために、研修生に対するアンケート調査で理解度、研修ニーズ等を把握して、その後のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の研修生から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。さらに、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査も実施し、平均80%以上の研修生の上長から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得ることを目標とする。

（2）ネットワークを活用した人的支援の強化

ソフト3事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化及びぜん息やCOPDの治療の進歩による自己管理支援の重要性の増大に対応するために、平成26年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」に基づく新たな事業として、平成27年度から「予防事業人材バンク」等を開始している。

「予防事業人材バンク」は、ぜん息やCOPDについて高度かつ専門性の高いスキルを持つコメディカルスタッフに登録していただき、その情報を地方公共団体が活用してソフト3事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行うことを支援する仕組みである。

「予防事業人材バンク」への登録等の推進を積極的に図り、平成29年度における登録者数を100人とすることを目標とする。

6. 関係地方公共団体の事業に対する助成

（1）公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業等を行う関係地方公共団体に助成金を交付する本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。各地域における公害健康被害予防事業の着実な実施を支えるとともに、より効果的、効率的な実施に向けた取組を推進する。

（2）見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援

平成26年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この環境保健分野の助成事業と直轄事業の知識の普及等事業を中心に行っていくことになる。

環境保健分野の助成事業の見直しについては、関係地方公共団体等との調整・検討に

基づく新たな助成メニューに対応する助成金交付要綱等の改正を行い、平成 27 年度の助成事業から適用しているところであるが、定着やレベルアップの好循環を図るために、切れ間のないソフト面の支援を積極的に行う必要がある。このため、「グッド・プラクティス」等の積極的な情報提供、地方公共団体が自らが実施するソフト 3 事業の実施効果を測定・把握するシステムの運用支援、地方公共団体間での情報交換を推進する取組等を行う。

これらのことにより、関係地方公共団体によるソフト 3 事業の効果的な実施を推進することとし、ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める比率について、平成 29 年度においては 80%以上を目標とする。

(3) 見直し後の環境改善分野の助成事業の活用の推進

平成 28 年度から適用している「計画作成事業（関係地方公共団体が、地域が抱える大気環境施策上の課題の解決に向けた計画を作成することも助成対象とするもの。）」について、引き続き地方公共団体の活用を推進する取組等を行う。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成の重点化等による効果的な実施

① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。

② 将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」（年 10 件程度の採択を目指す。）を実施する。

③ 平成 27、28 年度に実施した助成方針検討委員会の検討結果を踏まえ、新たな助成メニューを導入し、実施する。

(2) 助成先固定化の回避

環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、新たに「つづける助成」を助成メニューとして追加し、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成（全体の 20%を目指す。）に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支払に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有（初年度）、中間コンサルテーション（2

年度目)、書面評価(3年度終了時)、実地評価(終了の翌年度)等を実施し、評価結果を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- ② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。
- ③ 民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行うとともに、助成金説明会等を連携して開催し、より広範な情報提供に努める。
- ④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画どおりに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払を実施する。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

助成事業と連携した、若手プロジェクトリーダー研修への重点化(年3コース、3回)を実施する。

ユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年2回実施する。

調査事業については、民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるように努める。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、様々な広報媒体や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。

具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」について更なる広報に取り組み、サポーターの増加に努める。

一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むとともに、当面は、東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得に重点を置く。

なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移

を改めて分析した上で、その増加に努める。

また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務>

環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請（軽減事業では四半期ごと及び振興事業では年1回）及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表（年5回）する。

<維持管理積立金の管理業務>

本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年1回3月末に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られるようにすることなどで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測については、環境省他関係機関と連携を図りながら迅速化に努め、着実に実施する。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口に随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。

(2) 迅速かつ適正な支給

救済給付の請求に関する案内資料について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

3. 制度運営の円滑化等

(1) 保健所等への情報提供

各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。

(2) アンケート調査

救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。

(3) 医療機関等への申請手続等の周知

申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。

(4) 調査・情報収集の実施

環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。

また、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項における調査については、環境省と協力して対応する。

(5) 医療機関等への知見の還元等

診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。特に、石綿による肺がんについて重点的に周知を行う。

(6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。

4. 救済制度の広報・相談の実施

(1) 制度に関する広報等

前年度に実施した広報事業の成果のほか、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の趣旨を踏まえ、広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。

(2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

(1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務

を適切に管理する。

(2) 個人情報の保護等

職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。

また、改正独立行政法人個人情報保護法の施行に合わせて、申請者等の個人情報を適切に管理する。

6. 救済制度の見直しへの対応

中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応を行う。

<環境研究総合推進業務>

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

平成28年10月からの業務移管に伴い、推進費の業務を担当する室を新たに設置したところであるが、平成29年4月からの本格実施（それまでの新規課題の採択のみならず継続課題も全て機構が行う。）に伴い、新規課題に加えて継続課題の契約事務、研究管理等を行うための体制の一層の強化を図る。

平成29年度は、「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。

平成30年度から開始する「戦略プロジェクト」、「環境問題対応型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」等の研究及び技術開発等について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示し、新規課題の公募を行う。

公募の実施に当たっては、公募説明会の開催、広報パンフレットの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど本制度の周知について、機構の作業を前倒しすることにより公募情報の周知の早期化に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

また、競争的資金の申請様式の共通事項に係る様式の統一化の検討が進められており、様式の統一化が図られた場合は、平成30年度新規公募課題から統一様式も使用し、公募を実施する。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

平成30年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）によるプレ審査を経て、推進委員会及び

研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を次年度の予算額に反映させるとともに、5段階評価で下位3段階の課題に対しては研究者への助言等の支援を行う。

平成28年度に研究が終了した課題（業務移管前の実施課題）について、機構が設置した研究部会において、事後評価を実施する。

また、全ての研究課題について、学識経験者（アドバイザー）及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーリーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

（3）研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、新規課題については、環境省と研究者が密に連携できるよう、研究開始時に環境省の政策実務担当者と研究者が情報の共有等を図る打合せ会を機構が実施する。

また、研究成果を環境政策等へより一層反映させるための取組や産学官の連携による社会実装の推進につながる取組として、公募の方法を含めた検討を行う。

平成28年度までに終了した研究課題については、研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、特に、高い成果が認められる研究課題については、一般向けの研究成果発表会で広く周知する。

研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するとともに、研究費が一定規模以上の研究課題には、「国民との科学・技術対話」を推進するため、中間・事後評価で国民に向けた研究成果の情報発信の実施状況を確認し、研究評価に反映させるなど研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

（1）予算の弾力的な執行による利便性の向上

平成29年度に大学、国立研究開発法人等で実施する研究課題については、複数年度契約を締結（補助金を除く。）し、研究機関の請求に基づく概算払、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など研究費の新たな使用ルールを導入するとともに、年度末までの研究期間の確保、研究機器の購入といった「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成27年3月31日競争的資金に

関する関係府省連絡会申し合わせ)」に対応した内容で実施する。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、また機構の担当者の実施能力を向上させること等により、機構の担当者やPOがアドバイザーボード会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究者への支援を一層充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるため、中間評価において5段階評価で下位3段階の課題に対しては、機構とPOが連携し、研究計画の見直しや研究者への助言等の支援を行うなど、フォローアップを実施する。

(3) 研究費の適正な執行等

平成30年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用し、研究費の不合理な重複や過度な集中がないか確認する。

近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究費の新たな使用ルールに関する会計説明会を実施するとともに、研究機関における研究費の管理・執行体制や会計帳簿その他の関係書類の現地調査を新規に行う。

また、会計説明会の開催に合わせ、新規課題の研究者等を対象に研究公正に関する専門家による講習を実施する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、内部統制システム整備計画を踏まえた効率的な組織のあり方、人員配置等の業務運営体制等について、前年度の検討を踏まえ、具現化を図る。

また、政府が進める「働き方改革」の検討結果等を踏まえ、働き方改革に関連する勤務時間や労務の適正管理、女性活躍推進などの進展を図る。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点を踏まえ、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して、引き続き、①中長期的な人材育成及び組織力強化の視点に立った研修体系及び前年度から改定実施した人事評価制度の着実な運用・定着を図る。また、②情報システム関連業務、契約関連業務など、機構全体の総括課業務の見直しを図るとともに、現状の係制を廃止し、より組織の効率化を図るため、チーム制を導入するなど、組織・要員体制の見直しを進める。

また、第三期中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、円滑な業務実施体制を確保した上で、事業管理部の経理部への統合を進める。

さらに、上記を進める前提として、管理業務については債権管理システムの改修をはじめシステム化等を実現することにより、機構内各所で一定の業務量となっている管理

業務の事務の効率化を進める。

(2) 内部統制の推進

①内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画(平成 29 年度)の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。

また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。

内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を受ける。

②コンプライアンスの推進

役職員が法令等を遵守し、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、前年度にリスク管理委員会において制定したリスク管理に関する全体方針、リスクが顕在化した際に特に影響の大きいリスクごとの個別方針等に基づき、リスク管理の徹底を図るとともに、日常的なモニタリング制度を導入、運用を開始する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備するために策定している業務実施継続計画をより実効性のあるものに随時見直し、基幹情報システム等の災害対策を推進するとともに、当該計画を用いた実践的な訓練を実施することで、緊急時に対する役職員の意識啓発を図る。

④情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の継続した実施とその有効性の確認を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。

また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減等

平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 29 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB 廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 29 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。

また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に

努める。

なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札及び契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るために、入札及び契約手続に係る組織等のあり方について検討を進める。

- ② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を、環境研究総合推進費の委託研究については「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制等に努める。

温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画の策定状況も踏まえつつ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の着実な進展を図る。

平成 28 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。

III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

別紙のとおり

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を本中期目標期間中に 100 億円以下に圧縮するという目標は達成したが、

今後、残高の圧縮に伴い回収困難案件の割合が増加している状況に留意しつつ、更なる圧縮を図るため、

- ①約定弁済先の管理強化
- ②返済懲憑
- ③厳正な法的処理
- ④迅速な償却処理

に引き続き積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、決算書の厳格な分析などにより、その経営状況に目を配り、延滞発生未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済懲憑については、保有資産の売却、他金融機関への借換、法的・私的再生の活用など、返済確実性の高い返済策を債務者に懲憑することにより、残高の圧縮を図る。

さらに、平成 29 年度期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとの期中の回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、正常債権以外の債権への取組状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。

また、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。

本中期目標期間中の業務実施体制の見直しの課題である、事業管理部の他部門への統合・縮減等に当たっては、承継業務の更なる効率化が必要であるため、債権管理システムの再構築を平成 29 年 12 月までに終え、平成 30 年 1 月から本格稼働させる。

IV. 短期借入金の限度額

平成 29 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅶ. 剰余金の使途

なし

Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

(1) 本中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、円滑な業務実施体制を確保した上で、事業管理部の経理部への統合を進める。

(2) 職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、「ERCA 研修計画」に基づく研修を展開し、各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。

また、女性活躍推進のための研修や自主選択制の研修の実施などにより、職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発等を促す。

なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期目標期間の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数を上回るよう努める。

(3) 平成 28 年度に改定した新たな人事評価制度に関し、同年度中に判明した運営上の課題を改善すること等により、制度改定の目的であった職員一人ひとりの成長、組織全体の成長を確実なものとするとともに評価結果の人事及び給与への反映により、士気の高い組織運営に努める。

また、平成 28 年度中に導入した指導役制度についても、その運用状況等を確認し、適宜見直しを図ることで、指導される職員の業務スキルの確実な習得を推進するとともに、指導役を担う職員の更なる成長を促す。

(4) 人員に関する指標

(参考)

第 3 期中期目標期間の期初常勤職員数 140 人

第 3 期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

平成29年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	6,691
国庫補助金	1,043
その他の政府交付金	11,601
都道府県補助金等	900
業務収入	37,911
受託収入	16
運用収入	966
その他収入	141
計	59,269
支出	
業務経費	56,193
公害健康被害補償予防業務経費	42,597
うち人件費	305
石綿健康被害救済業務経費	3,802
うち人件費	284
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
うち人件費	88
基金業務経費	4,237
うち人件費	159
承継業務経費	464
うち人件費	164
受託経費	16
一般管理費	932
うち人件費	401
予備費	102
計	57,244

[人件費の見積り]

平成29年度 1,401百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	311	-	311
国庫補助金	43	200	243
その他の政府交付金	7,616	-	7,616
業務収入	33,947	-	33,947
運用収入	-	559	559
その他収入	0	0	0
計	41,917	759	42,677
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	41,836	761	42,597
うち人件費	199	105	305
一般管理費	153	115	268
うち人件費	68	50	118
予備費	13	-	13
計	42,002	876	42,878

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	3,985
業務収入	115
その他収入	4
受託収入	16
計	4,120
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	3,802
うち人件費	284
受託経費	16
一般管理費	298
うち人件費	128
計	4,116

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	5,203
計	5,203
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
うち人件費	88
一般管理費	115
うち人件費	46
計	5,208

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
収入				
運営費交付金	783	33	25	841
国庫補助金	-	800	-	800
都道府県補助金等	-	900	-	900
運用収入	147	-	260	407
その他収入	19	14	-	33
計	950	1,747	285	2,981
支出				
業務経費				
基金業務経費	931	3,031	275	4,237
うち人件費	126	21	12	159
一般管理費	121	16	12	149
うち人件費	53	7	5	66
予備費	50	2	-	52
計	1,102	3,049	287	4,439

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	336
業務収入	3,848
その他収入	104
計	4,288
支出	
業務経費	
承継業務経費	464
うち人件費	164
一般管理費	102
うち人件費	43
予備費	37
計	603

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	60,566
経常費用	60,566
公害健康被害補償予防業務経費	42,621
石綿健康被害救済業務経費	3,802
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
基金業務経費	4,254
承継業務経費	3,466
一般管理費	1,264
減価償却費	51
受託業務費	16
財務費用	-
収益の部	60,765
経常収益	60,765
運営費交付金収益	6,979
国庫補助金収益	243
その他の政府交付金収益	8,438
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,278
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,010
受託収入	16
業務収入	37,416
運用収入	986
その他の収益	79
財務収益	319
純利益	199
前中期目標期間繰越積立金取崩額	133
総利益	332

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	42,013	893	42,907
經常費用	42,013	893	42,907
公害健康被害補償予防業務経費	41,847	774	42,621
補償業務費	41,847	-	41,847
予防業務費	-	774	774
一般管理費	152	115	267
減価償却費	14	5	19
収益の部	41,999	762	42,761
經常収益	41,999	762	42,761
運営費交付金収益	383	-	383
国庫補助金収益	43	200	243
その他の政府交付金収益	7,616	-	7,616
業務収入	33,947	-	33,947
資産見返負債戻入	9	-	9
運用収入	-	562	562
財務収益	0	0	0
純利益(△純損失)	△ 15	△ 131	△ 146
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	131	133
総利益(△総損失)	△ 13	-	△ 13

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,123
經常費用	4,123
石綿健康被害救済業務経費	3,802
受託業務費	16
一般管理費	298
減価償却費	6
収益の部	4,123
經常収益	4,123
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,278
受託収入	16
その他の政府交付金収益	822
資産見返負債戻入	6
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,208
経常費用	5,208
環境保全研究・技術開発業務費	5,093
一般管理費	115
収益の部	5,208
経常収益	5,208
運営費交付金収益	5,208
資産見返負債戻入	0
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
費用の部	1,055	3,048	305	4,407
経常費用	1,055	3,048	305	4,407
基金業務経費	931	3,031	291	4,254
地球環境基金業務費	931	-	-	931
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	3,031	-	3,031
維持管理積立金業務費	-	-	291	291
一般管理費	121	16	12	149
減価償却費	3	0	1	5
収益の部	1,055	3,048	305	4,407
経常収益	1,055	3,048	305	4,407
運営費交付金収益	892	38	27	957
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	3,010	-	3,010
地球環境基金運用収益	147	-	-	147
維持管理積立金運用収益	-	-	277	277
寄附金収益	13	-	-	13
資産見返負債戻入	3	0	0	4
純利益	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,921
経常費用	3,921
承継業務経費	3,466
一般管理費	435
減価償却費	20
収益の部	4,266
経常収益	4,266
運営費交付金収益	432
事業資産譲渡元金収入	3,469
資産見返負債戻入	20
財務収益	319
雑益	25
純利益	345
総利益	345

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	357,188
業務活動による支出	58,587
投資活動による支出	290,906
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	7,694
資金収入	357,188
業務活動による収入	63,953
運営費交付金収入	6,691
国庫補助金収入	1,043
その他の政府交付金収入	11,601
都道府県補助金等収入	900
業務収入	34,864
運用収入	980
その他の収入	7,874
投資活動による収入	285,768
財務活動による収入	8
前年度よりの繰越金	7,459

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出	83,022	13,503	96,525
業務活動による支出	41,995	880	42,876
投資活動による支出	43,000	13,250	56,250
財務活動による支出	-	-	-
翌年度への繰越金	△ 1,974	△ 627	△ 2,601
資金収入	83,022	13,503	96,525
業務活動による収入	38,870	759	39,630
運営費交付金収入	311	-	311
国庫補助金収入	43	200	243
その他の政府交付金収入	7,616	-	7,616
業務収入	30,900	-	30,900
運用収入	0	559	560
投資活動による収入	44,000	12,350	56,350
前年度よりの繰越金	151	394	545

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	113,915
業務活動による支出	4,243
投資活動による支出	109,200
翌年度への繰越金	472
資金収入	113,915
業務活動による収入	4,109
その他の政府交付金収入	3,985
地方公共団体等拠出金収入	115
その他の収入	9
投資活動による収入	109,200
前年度よりの繰越金	607

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,208
業務活動による支出	5,206
翌年度への繰越金	2
資金収入	5,208
業務活動による収入	5,203
運営費交付金収入	5,203
前年度よりの繰越金	5

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
資金支出	3,855	47,753	80,039	131,646
業務活動による支出	1,048	3,048	1,732	5,827
投資活動による支出	2,540	44,200	78,585	125,325
財務活動による支出	-	-	1	1
翌年度への繰越金	267	506	△ 279	493
資金収入	3,855	47,753	80,039	131,646
業務活動による収入	942	1,747	8,113	10,801
運営費交付金収入	783	33	25	841
国庫補助金収入	-	800	-	800
都道府県補助金等収入	-	900	-	900
運用収入	147	14	260	421
その他の収入	11	-	7,828	7,839
投資活動による収入	2,540	45,800	71,800	120,140
財務活動による収入	8	-	-	8
前年度よりの繰越金	365	206	125	697

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,894
業務活動による支出	435
投資活動による支出	131
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	9,328
資金収入	9,894
業務活動による収入	4,210
運営費交付金収入	336
業務収入	3,849
その他の収入	25
投資活動による収入	78
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	5,606

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。